

令和2年

寒河江市農業委員会第1回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会  
第1回総会

日時 令和2年1月27日(月) 午前9時00分  
会場 寒河江市役所 議会会議室

出席委員

1番 相原 稔	2番 猪倉 通文	3番 菊地 ひとみ
4番 土屋 喜久夫	5番 加藤 友康	6番 影沢 政俊
7番 土田 彦雄	8番 大泉 邦彦	9番 佐藤 義広
10番 奥山 浩二	11番 菊地 弘美	12番 渡辺 裕之
13番 眞木 早百合	14番 新宮 しのぶ	15番 鈴木 久一
16番 石山 邦一	18番 木村 三紀	

欠席委員

17番 菅井 孝一

出席農地利用最適化推進委員

1番 小野 敏行	2番 今井 隆志	3番 國井 新弥
4番 石倉 隆一	5番 熊坂 浩行	6番 川越 卯一郎
7番 鬼海 和幸	9番 渡邊 正	

欠席農地利用最適化推進委員

8番 菊地 健

事務局

事務局長補佐(兼)農地係長	日下部 靖 広	総務主査	高子 英 晴
総務係長	菊地 亮	農地係主事	国井 茂 伸
農地係主事	稲垣 奨		

## 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について

## 議事

- (1) 議第1号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第3号 非農地証明願の審議について
- (4) 議第4号 農用地利用集積計画書の審議について
- (5) 議第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について



(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

木村議長 ないようですので、事務局からほかにありますか。

(「ありません」の声あり)

木村議長 それでは早速、議事に入ります。  
議第1号から議第5号までの議案について一括上程します。

(1) 議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第3号「非農地証明願の審議について」

(4) 議第4号「農用地利用集積計画書の審議について」

(5) 議第5号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について」

以上、議第1号から議第5号まで一括上程いたします。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。  
加藤委員、報告をお願いします。加藤委員。

加藤委員 はい、議長。5番、加藤です。

去る1月21日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地

法第3条の許可申請案件3件、農地法第5条の許可申請案件1件、非農地証明願案件2件、合計6件を審査しました。

初めに、議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」、順位4番、順位5番、順位6番、賃借権設定の案件です。場所は、南部地区皿沼の樹園地3筆です。賃借人は昨年10月に法人を設立し、昨年12月に農業経営改善計画認定申請書を市に提出し、審査、認定を受けた法人で、このたび初めて農地の権利を取得するものとなっており、現地調査を行いました。現地調査を行う前に、地区担当委員より順位4番の農地の官地である道の西側の農地の所有者から申請による境界立ち合い時に境界が決まらず、また、さくらんぼのパイプが道にあるのではないかと話があり、急遽、法定公共物を管理する農林課職員より説明を受け、現地調査を行いました。

現地調査を行ったところ、法人の代表取締役名義の農地を含め、既にやまがた紅王が植栽され、さくらんぼのパイプも設置されておりました。地区担当委員からの話のとおり、官地である道にパイプが設置されているのではないかと、また、官地である道と農地との境界が不明なので、境界をはっきりさせてから許可をすべきではないかとなりました。事務局では、このような事例がなく、山形県農業会議に相談し許可すべきかどうかを確認することにしたので、後ほど事務局から説明があるものと思います。

順位5番、6番については問題がないと思われます。

次に、議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位2番寒河江市寒河江地区内の袋の住宅分譲用敷地への転用案件です。申請地は都市計画区域内の用途地域内の農地であり、計画どおりであれば特に問題なしと判断しました。この案件は転用面積が30アールを超えますので、山形県農業会議への意見聴取、諮問が必要にな

ります。

次に、議第3号「非農地証明願の審議について」、順位1番寒河江地区の案件です。現地は大字寒河江字小和田の土地で、昭和60年4月に現在の所有者の父が貸家を建築し、平成16年に相続した際、既に宅地となっており、登記地目を宅地と認識していたところ、このたびこの土地を売却するに当たり、登記地目が畑のままとなっていることがわかったもので、非農地と判断できる箇所でした。

順位2番高松地区の案件です。現地は、大字清助新田字富沢の土地で、もともと宅地で家庭菜園として利用していたが、昭和60年の地籍調査により登記地目が畑となったが、昭和64年に一部に車庫を建設し、現在に至っているもので、非農地と判断できる場所でした。

その他申請された案件については、全て異議なしとされたところ です。

以上であります、各地区における十分な審議をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上であります。

木村議長

大変ご苦労さまでした。

ただいまから地区審査に入ります。審査時間については20分程度としまして、9時35分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前

9時15分

再開 午前

9時52分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第1号「農地法第3条の規定による許可処分に

ついて」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。渡辺委員。

渡辺委員

はい、議長。

5ページをごらんください。「農地法第3条の規定による許可処分について」ということで、6ページ順位4番、5番、6番、大字島字皿沼北854番から7ページの857-1まで3筆なんですが、こちらのほう、先ほど事務局から話あったとおり、1月21日事前審査会で現地調査のほうに行ったわけですが、事前着工及び官地のほうにハウスが建っているんでないのかということ、こちらもしっかり保留ということ、継続審査に進みたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。そのように地区審査のほうでは決まりましたので、よろしくお願ひします。

(議案書順位4番から6番朗読)

畑のほうをきれいにさせていただくのは大変ありがたいことなんですが、ルールがある中での貸し借りになっておりますので、ルールを守って貸し借りをしていただきましょうということ、継続審査というふうになりました。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。影沢委員。

影沢委員

はい、議長。6番、影沢です。



6 ページのほうをお開き願います。

(議案書順位 1 番朗読)

この件に関して、1月19日、相原委員、川越委員と現地を調査してまいりました。現地については、この受人の■■■さんの隣の畑であり、きれいになっておりましたので、何も問題ないと判断してまいりました。地区審査でも異議はありませんでした。

続きまして、順位 2 番。

(議案書順位 2 番朗読)

あと、その下のナンバー、順位 3 番です。

(議案書順位 3 番朗読)

これについては、1月19日に猪倉委員、鬼海推進委員と現地を確認してまいりました。この順位 2 番ですけれども、これってちょっと面倒くさいんですけれども、受人の■■■さんが借金というか金が要るような格好もありまして、■■■さんの知人のほうとの契約でやってたわけですけれども、今度■■■さんのほうの父が亡くなり相続関係等で■■■さんのほうに譲渡したということになっております。ここについては、■■■さんのほうで田を今までもつくっており、また、そのまま田んぼということで何もございませんので、何も問題はないと判断してまいりました。地区審査でも異議はありませんでした。

3 番については、受人の■■■■■さんですけれども、現在整地をしながらりんごの栽培をするということですので、

何も問題ないと判断してまいりました。地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位1番、2番、3番、5番、6番。4番は除くですけれども、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えております。

なお、順位4番については、事前審査会の報告、また地区審査のほうでもありましたけれども、山形県農業会議と相談した結果を受け、耕作の範囲が分かる書類の提出、またそれに基づいての現地調査を行ってからの許可と考え、この申請を継続審査、保留と考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。

相原委員

はい、議長。1番、相原です。

確認します。4番のみ保留ということですか。

木村議長

事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

4番のみの保留ということでございます。理由としては、一つのほうは官地のほうから外れている、また一つのほうは官地の北側、官地に付随していますけれども北側の土地で、そちらのほうは問題ないと考えます。  
以上です。

木村議長 よろしいですか。

相原委員 はい。

木村議長 ほかにございませんか。

(発言なし)

木村議長 なければ採決します。

議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」、順位4番を除き、原案のとおり決定し、順位4番を継続審査、保留と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第1号は、順位4番を除き原案のとおり決定し、順位4番を継続審査、保留と決定いたしました。

木村議長 次に、議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。渡辺委員。

渡辺委員

はい、議長。  
9ページをごらんください。

(議案書順位1番朗読)

現在、手前のほうの土地を■■■■さんのほうでタイヤショベルや砂利置き場にして使っており、その続きでそちらのほうの土地を求めて、大きくその雑種地というか材料置き場のほうを大きくするという計画でございます。こちらのほう、周辺農地のほうも全然何も植わっていないところで、周辺農地にも全然問題ないということで、地区審査、事前審査のほうをしました。こちらのほうは1月16日、土屋委員、今井推進委員とともに見て回りました。

続きまして、10ページ。

(議案書順位2番朗読)

こちらのほう、1月21日事前審査会の中で委員の皆さんと現場を確認いたしまして、事前審査、地区審査とも問題ないというふうに見ております。こちらのほう、改良区の意見のほうも可になっておりますので、何ら問題ないというふうに見てまいりました。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長)

はい、議長。

順位1番は、貸重機・トラック・社用車駐車場敷地への転

用となっております。申請地は第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断します。第2種農地は原則不許可ですが、代替性もなく問題ないと考えます。

順位2番は、宅地分譲用敷地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で第3種農地と判断します。第3種農地であっても通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

なお、順位2番は事前審査会の報告にもありましたが、30アールを超えますので、山形県農業会議への意見聴取、諮問が必要となります。また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長

次に、議第3号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、渡辺委員をお願いします。渡辺委員。

渡辺委員

はい、議長。

12ページをごらんください。

(議案書順位1番朗読)

こちらのほう、1月21日の事前審査会の中で委員の皆様と現地確認をいたしまして、こちら借家のほうが2軒あって、1軒のほうは宅地申請、農転のほう済んでおりまして、1軒のほうだけ、こちらのほうだけになってなかったということで、何ら地区審査でも事前審査でも問題ないというふうになりました。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員、をお願いします。影沢委員。

影沢委員

はい、議長。

(議案書順位2番朗読)

これについて、1月21日事前審査会で現地を確認し、審査人の方々からは農地性はないという判断をしております。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長                    ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長)   はい、議長。特にございませぬ。

木村議長                    ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長                    ないようですので、それでは採決します。

議第3号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長                    全員賛成ですので、議第3号は原案のとおり決定しました。

木村議長                    次に、議第4号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、西根・三泉地区、加藤委員をお願いします。加藤委

員。

加藤委員

はい、議長。5番、加藤です。

議第4号「農用地利用集積計画書の審議について」、15ページをごらんください。

(議案書朗読)

認定農業者であり、地区審査では異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、石山委員をお願いします。石山委員。

石山委員

はい、議長。16番、石山です。

柴橋地区、15ページ、ナンバー2。

(議案書朗読)

この田んぼのすぐ隣を譲受人がつくっておきまして、認定農業者で問題ないということで地区審査でも異議はありませんでした。集計表のほうはこの1件のみで、田んぼ0.11ということで、この1件のみであります。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長)

はい、議長。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件



を満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第4号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第4号は原案のとおり決定しました。

木村議長

次に、議第5号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について」、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

続いて、議第5号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について」になります。こちらのほうですけれども、全国的に農業委員会において、農業委員、推進委員、私たち事務局を含めてですけれども、さまざまな農地法の違反や山形県においても事務局職員であります、飲酒運転で摘発されたケースもあります。11月28日においては、全国農業委員会会長代表者集会においては、こういうところですね、

農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議がなされております。この決議ですけれども、全国農業会議所、都道府県の農業会議を通じて法令遵守の申し合わせ決議を行っていただきたいということがありましたので、今回は本市の委員会のほうでも決議を行う運びになっておりますので、よろしくお願いいたします。時間ないんですけれども、ちょっと読み上げさせてもらってよろしいですか。

木村議長                    はい。

事務局（局長補佐(兼)農地係長） 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令にのっとり適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

#### 記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令にのっとり適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月27日

寒河江市農業委員会

以上でございます。よろしくお願いいたします。

木村議長

法令遵守の申し合わせ事項でありますけれども、今事務局から説明があったとおりであります。なお、先月ですかね、鶴岡の農業委員会の職員が飲酒運転で摘発されたということがありましたので、その辺も農業委員、推進委員もでありますけれども、職員のほうもあわせて気をつけていただければなと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第5号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について」、原案のとおり決議することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第5号は原案のとおり決議いたしました。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時17分

令和2年1月27日

第1回総会議長 木村 三紀 .....

議事録署名委員 4番委員 土屋 喜久夫 .....

議事録署名委員 8番委員 大泉 邦彦 .....